

令和5年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査
調査結果の分析・活用資料

みんなが「わくわく」する学校に



～元気な学校づくりのために～

令和6年10月
神奈川県教育委員会

■ 目 次

主な調査結果の前年度比較	・・・ 1
長期欠席・不登校について（公立小・中学校）	・・・ 2
長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・ 6
中途退学者について（公立高等学校）	・・・ 7
いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・ 8
暴力行為について（公立小・中・高等学校）	・・・ 11
[参考] 文部科学省による定義・調査基準	・・・ 15
神奈川県教育委員会の主な取組について	・・・ 18

■ 本資料作成の趣旨

「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の目的は、県内の小・中・高・特別支援学校等に在籍する児童・生徒の問題行動・不登校等の実態を把握・分析することにより、学校等における児童・生徒指導上の取組のより一層の充実を図り、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげることです。

令和5年度の小・中・高等学校の不登校の児童・生徒は約2万7600人となりました。不登校は問題行動ではありませんが、これを「学校が自分には合っていない」という子どもたちからのメッセージととらえると、学校にとっては大きな問題ではないでしょうか。

また、いじめ、暴力行為も増加傾向にありますが、表出した行為だけでなく、その子の背景にも目を向け、一人ひとりの状況に応じ指導・支援をチームで行うことが大切です。

そこで、県教育委員会では、各学校の校内研修等で、本調査結果を効果的に活用できるよう整理しました。この資料を有効に活用し、すべての児童・生徒が安全安心に学び育つことができる、魅力ある、元気な学校づくりに向け、取り組むようお願いいたします。

みんなが「わくわく」する学校を一緒に創っていきましょう。

主な調査結果の前年度比較

項目（調査対象）	令和5年度	令和4年度	増減
公立小・中学校 長期欠席者数	32,984人	29,017人	3,967人 増加
うち小・中学校不登校児童・生徒数	23,629人	20,323人	3,306人 増加
公立高等学校 長期欠席者数	8,068人	8,942人	874人 減少
うち高等学校不登校生徒数	3,947人	3,629人	318人 増加
中途退学者数 (公立高等学校)	2,253人	2,012人	241人 増加
いじめの認知件数 (公立小・中・高・特別支援学校)	44,274件	38,087件	6,187件 増加
いじめの解消率			
令和6年3月31日現在の状況	71.3%	70.0%	1.3ポイント 増
令和6年7月20日現在の状況【県独自】	91.6%	90.9%	0.7ポイント 増
暴力行為の発生件数 (公立小・中・高等学校)	11,792件	9,541件	2,251件 増加

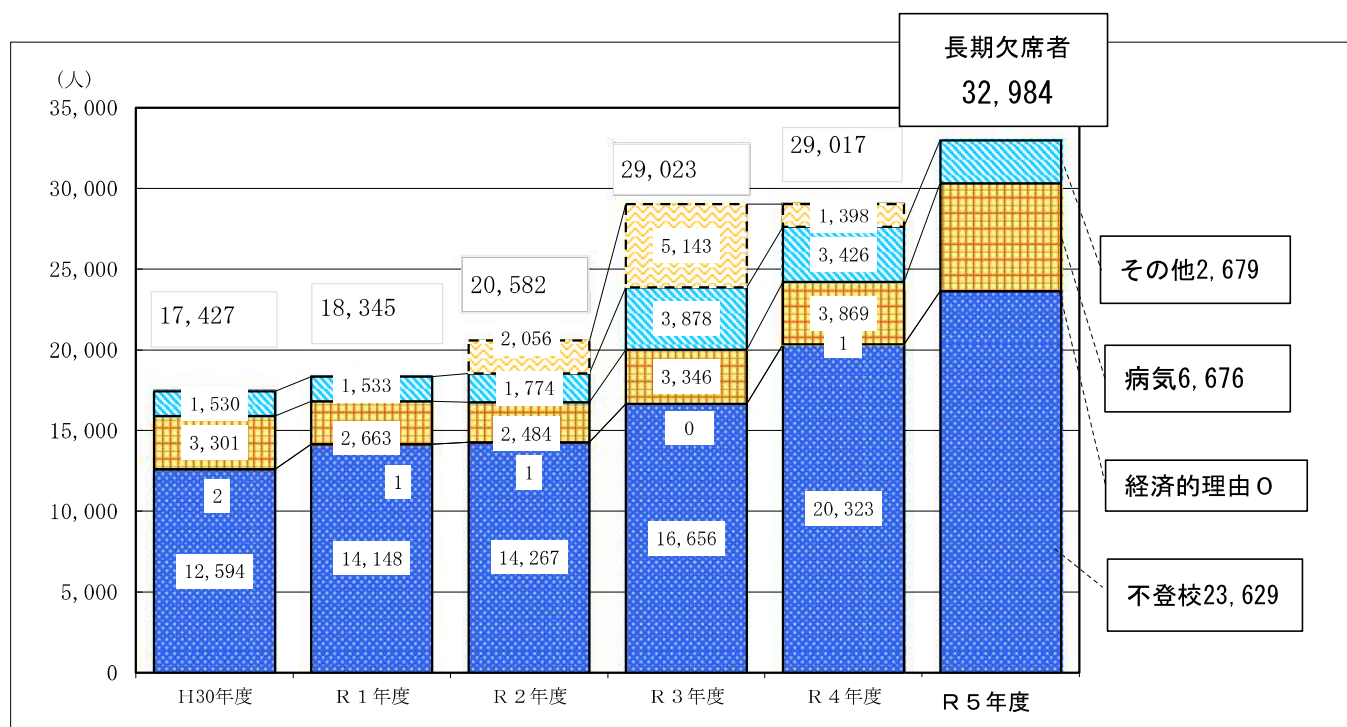
* 「令和5年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」及び文部科学省の「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の調査結果をもとに、県内の公立学校の状況をまとめたもの

* 小学校には義務教育学校前期課程を、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

*長期欠席、不登校の定義等は16ページに記載しています。

公立小・中学校における長期欠席者数の推移



令和5年度の公立小・中学校における長期欠席者数は、32,984人で、前年度より3,967人増加しています。そのうち、不登校の児童・生徒数は23,629人で、前年度より3,306人増加しています。

不登校対策については、「未然防止」、「早期発見・早期対応」、「継続的な支援」を意識し、子ども一人ひとりに寄り添った支援を行うことが重要です。



【全ての教職員、社会全体で不登校への理解を深めましょう】

不登校は、

- 取り巻く環境によっては、どの児童・生徒にも起こり得ること
- 多様な要因・背景により、結果として不登校の状態になっているということ
- その行為を「問題行動」として判断してはならないこと
- 「不登校の児童・生徒が悪い」という根強い偏見を払拭すること

【チームでアクションを起こし、早期発見・早期対応に努めましょう】

- 休み始めは、躊躇なく積極的に関わっていきます
- 3日連続の欠席は、欠席の連絡があっても、家庭訪問等、状況の把握に努めます。
- 担任だけで抱え込まず、教育相談コーディネーターをはじめ、つながりのある学年職員や養護教諭、部活動の顧問等を中心に「チーム学校」の体制で、丁寧な対応に努めます

参考 神奈川県教育委員会

「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」平成31年3月

児童・生徒が主体となった「魅力ある学校づくり」が重要です



新規の不登校は、中学校1年生で2,372人と大幅に増加しています。

中学校1年生で新たな不登校を生まないためには、小学校から中学校への円滑な接続が重要であると考えられます。

- ・学区の小学校と定期的に情報共有を行う
- ・児童一人ひとりの引き継ぎと、集団(学級や学年)の引き継ぎを行う
- ・入学当初の不安を聴き取る
- ・生徒一人ひとりと面談等を実施するなど、早期の対応が大切です。



児童・生徒の声を大切にしながら、一人ひとりの安心感につなげる「居場所づくり」や、主体的な活動を通じて、豊かな人間関係につなげる「絆づくり」など、「魅力ある学校づくり」に取り組むことが、なによりも重要です。

【アンケートを活用した魅力ある学校づくり】

子どもたちにアンケートを行うことで、子どもの声と教員の意識の差(ズレ)に着目し、教員が取組を振り返り、子どもたちとともに学校生活を魅力あるものにしていきます。

目的に応じて、各学期の生活アンケートに加えることや、各教科の単元の終わりなどに行うことが考えられます。

具体的には、「学校が楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」等の調査項目について、4件法(当てはまる、どちらかといえば当てはまる、どちらかといえば当てはまらない、当てはまらない)で実施します。この調査では、特に「当てはまる」の数値に着目します。

① 実態を把握する(アンケート調査の実施)
自分たちの学校生活をどう捉えているか、児童・生徒の声を把握

② 教職員全体でプランを立てる
児童・生徒の捉えを受け、取組をプランニング



④ 教職員全体で点検し見直す
児童・生徒にとって適切であったか、有効だったかを検証

③ 手立てを講じる
改善策を議論・実践 教職員主体の「居場所づくり」と児童・生徒中心の「絆づくり」それぞれの視点で取組を見直す。

○ **実際のアンケート結果と教職員が事前に予測した数値との差**を見える化

例	項目「当てはまる」について	昨年度末	8月	12月
学校が楽しい	教職員の予想(%)	70	60	65
	子どもの回答結果(%)	50	55	60
	予想と回答のズレ	20	5	5

予想と回答のズレが小さくなり、子どもの肯定的な回答が増えた。
→取組が改善され、子どもにとって、**学校が魅力的な場に変化**しつつあると捉えることができる。
→取組を継続

改善が見られる

○ **この差を埋める対策を考えることが大切。**全ての教職員が、**子どもの目線に立ち**議論する。

改善が必要

参考 文部科学省 魅力ある学校づくり調査研究事業

早期発見・早期対応のために、校内研修で活用してみましょう

【学校が不登校の児童・生徒について把握した事実】

※ホームページに Excel データを掲載していません。必要に応じてご活用ください。

選択肢	割合	あなたの学校または学級	
		人数	割合
1	いじめの被害の情報や相談があった。	2.7%	%
2	いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	12.0%	%
3	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	3.4%	%
4	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	14.0%	%
5	学校のきまり等に関する相談があった。	1.8%	%
6	転編入学、進級時の不適応による相談があった。	3.0%	%
7	家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	6.1%	%
8	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	11.0%	%
9	生活リズムの不調に関する相談があった。	21.7%	%
10	あそび、非行に関する情報や相談があった。	2.5%	%
11	学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	27.8%	%
12	不安・抑うつに関する相談があった。	27.1%	%
13	障がい(疑い含む)に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	7.9%	%
14	個別の配慮(13以外)についての求めや相談があった。	7.5%	%

不登校の
児童・生徒数

「令和5年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」より、神奈川県の割合

※割合は、(各項目の把握人数)÷(不登校の児童・生徒数)

○ 自校の結果から、どのようなことが考えられますか。

CHECK!

話し合ってみよう!

一人ひとりの安心感につなげる「居場所づくり」に関する充実・改善のヒント



宿題の未提出が増えてきた児童がいます。どのような工夫をしていますか？

一人ひとりの子どもの学習の状況に応じて、その子なりの課題への取り組み方を認め、1人1台端末を活用するなどし、子どもの状況や、その背景等に応じて、提出ができる課題を設定するよう心がけています。

子ども自身が学びの充足感を味わえることにもつながるからです。また、提出できなかったという劣等感を生まないことで、教室に安心して居られるように努めています。



やる気が出ないと言っている生徒に対して、どのような手立てを講じていますか？

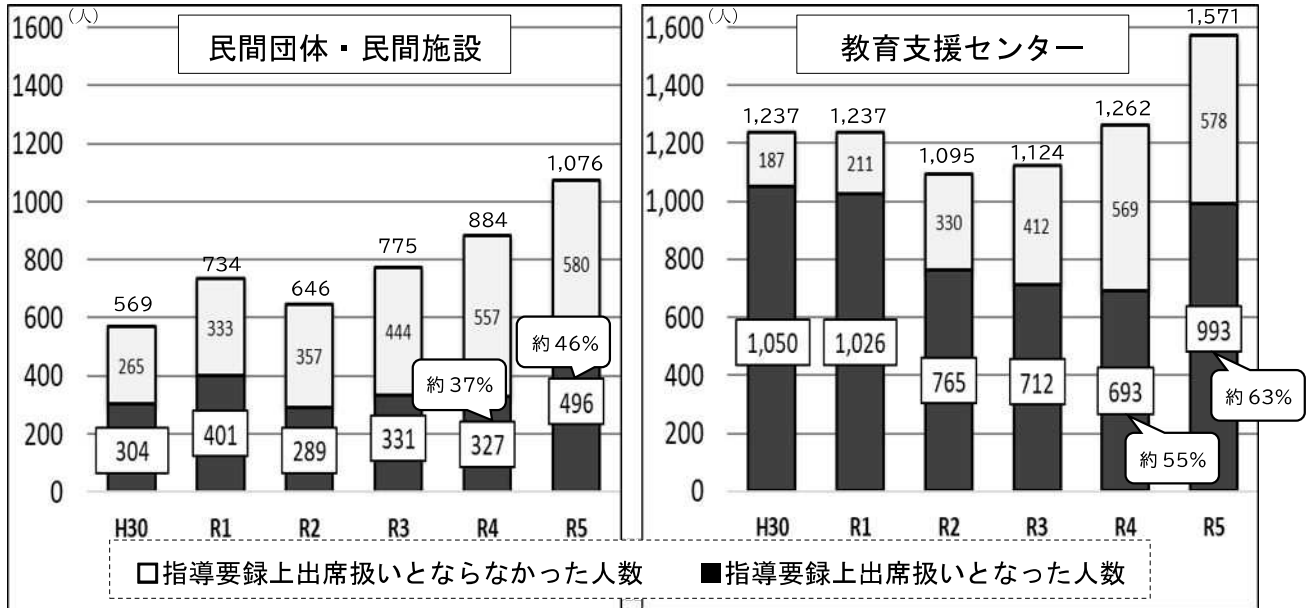
気になる子どもの出番や役割をどのようにするのかを考えます。その子の何気ない発言やノートの記述、イラストなど、一人ひとりの強みを認め、活用することで、授業や学級活動に参加する場面を増やします。

その子の考えていることを周りの子どもたちに伝わるように発信し、あたたかな声かけをすることで、自己肯定感が育まれ、学校生活や授業に対し、前向きに取り組めるようになっていくと考えています。



「学校外の学びの場」との連携が進んでいます

学校外の機関で相談・指導を受けた児童・生徒数



●指導要録上出席扱いとなった割合が増加しています

<指導要録上出席扱いとなった割合>

□ 民間団体・民間施設

R 4 : 約 37% → R 5 : 約 46%

□ 教育支援センター

R 4 : 約 55% → R 5 : 約 63%

不登校の状況となっている児童・生徒に、教育の機会を確保するうえで、市町村の教育支援センターや民間のフリースクール等の多様な学びの場につないでいくことが大切です。

出席扱いは、児童・生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で大きな意義があります。今後も各学校が「学校外の学びの場」との連携を強化し、児童・生徒の活動を支援することが大切です。



教育支援センターやフリースクール等と連携しましょう



クラスの子どもがフリースクールに通い始めたと聞きました。連携の仕方が分かりません。

各団体や県教育委員会のホームページに連絡先が載っています。気軽に相談できますよ。

生徒が活動している場所の雰囲気を知ることができる見学会も行っています。子どもが通っていない日でも見学は可能です。



教育支援センターと1人1台端末を活用した連携はできますか？

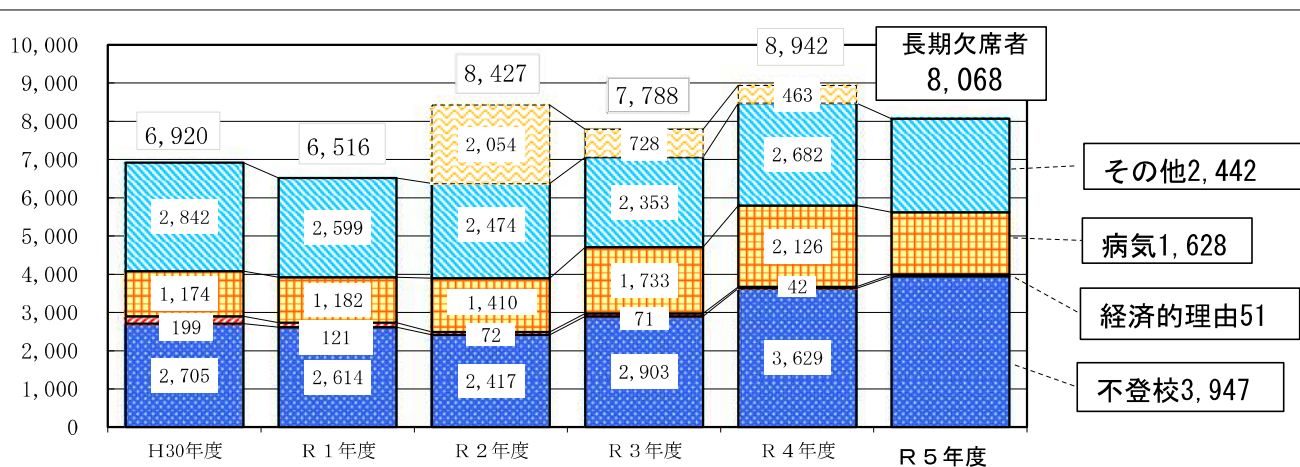
例えば、教育支援センターから、学校の授業にオンラインで参加することもできますよ。学校と連携して教科の課題や定期テストに取り組むこともできます。



長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における長期欠席者数の推移[全日制・定時制合計]

(人)

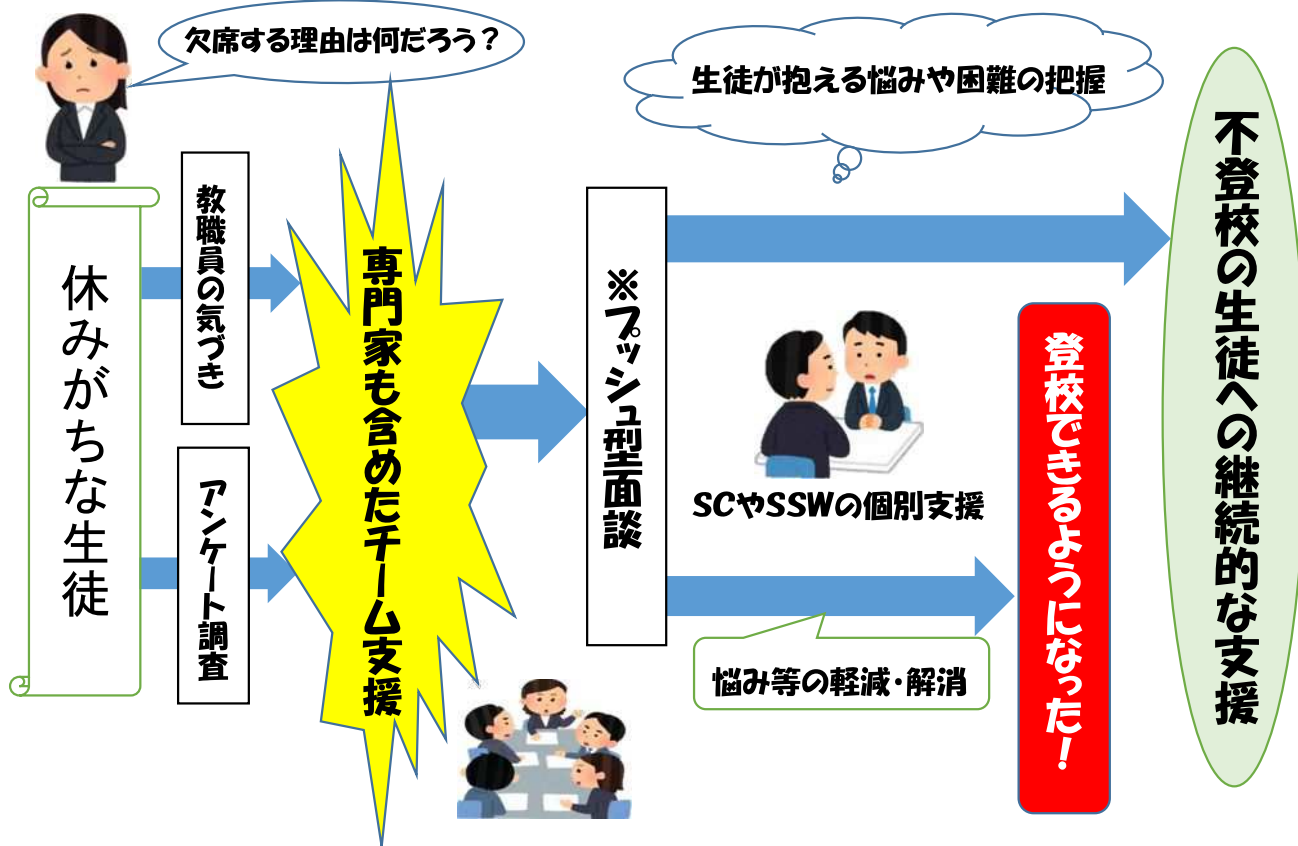


公立高等学校における長期欠席者数は、前年度より874人減少し、8,068人でした。うち、不登校の生徒数は、前年度より318人増加し、3,947人でした。

「かながわ子どもサポートドック」の取組等を通じて、日ごろからの積極的な支援を、生徒一人ひとりに丁寧に行い、長期欠席・不登校の未然防止に取り組むことが重要です。

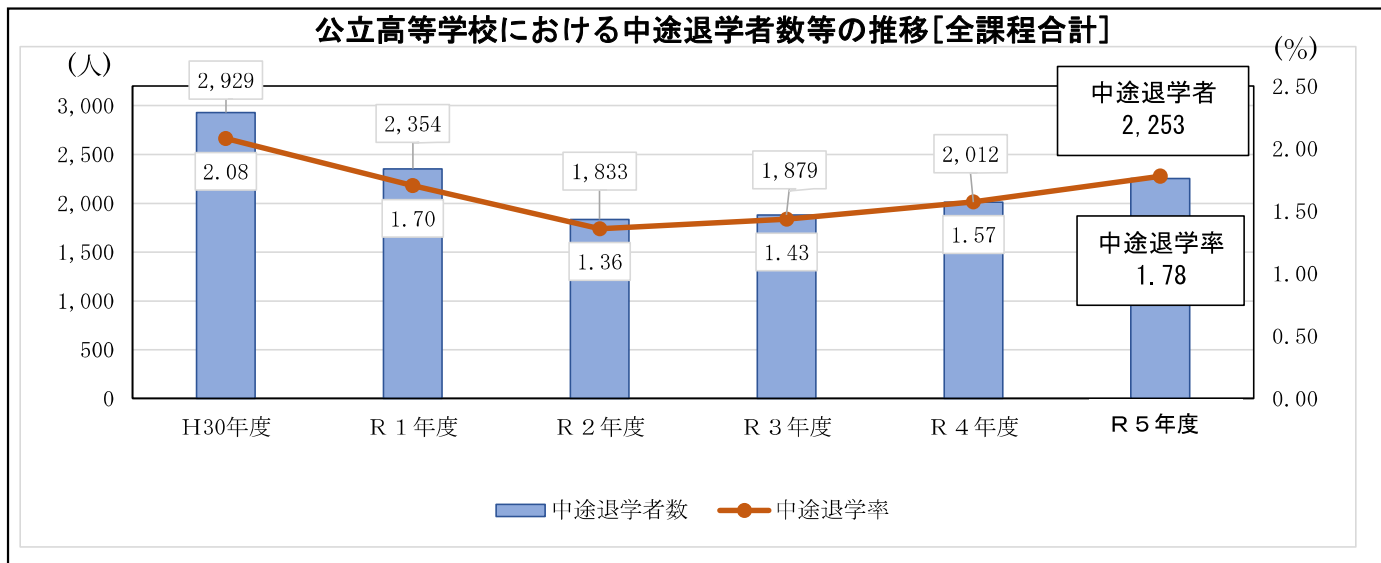


長期欠席・不登校の未然防止につながる「かながわ子どもサポートドック」の取組



※プッシュ型面談・・・SOSを出せない・出さない生徒に対して、「積極的」に働きかける面談のこと

中途退学者について（公立高等学校）



公立高等学校における中途退学者数は、2,253 人でした(全日制は 161 人増加、定時制は 5 人増加、通信制は 75 人増加)。中途退学率については、全課程で上昇しました。

生徒が「学校が楽しい」、「授業がよくわかる」等と実感でき、充実した学校生活を送れるような、生徒目線に立った魅力ある学校を目指して取り組むことが重要です。



学校に通う意義って何だろう



学校に通う意義って何？動画でも勉強できるし、オンラインでよくない？

学校に通う意義って知識を学ぶことだけなのかな？
知識を学ぶためだけに高校に進学したの？



それだけじゃない。部活とか、友達とか、行事とか、楽しいと思ったから。

学校生活で「楽しい」「おもしろい」を先生と一緒に探してみよう。



居場所づくり(教職員主導)

すべての生徒にとって落ち着ける学校づくり

絆づくり(生徒主導)

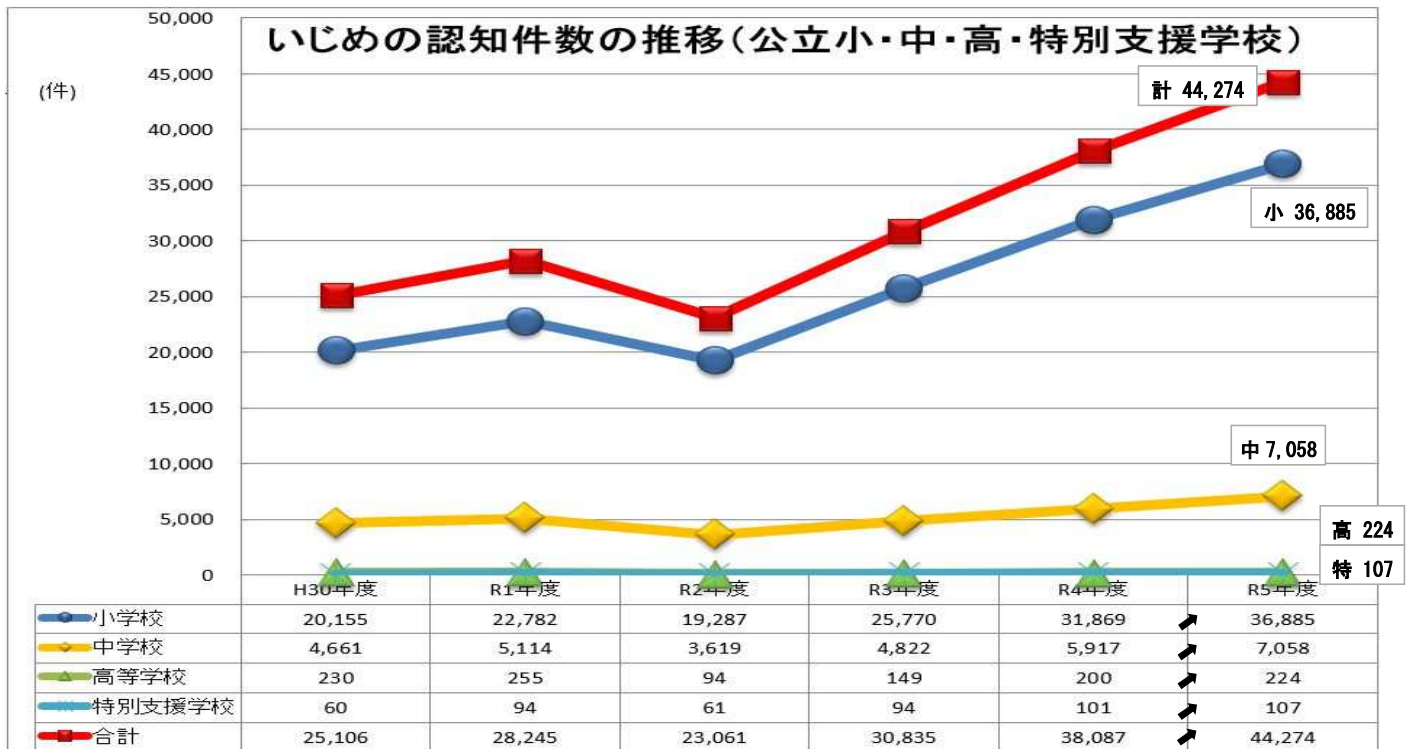
日々の授業や学校行事等において、すべての生徒が主体的に取り組み、活躍できるとともに、生徒同士がともに学び、活動することで、達成感や感動が味わえるような機会を提供

すべての生徒が充実した学校生活を送る

魅力ある学校

いじめについて（公立小・中・高等学校・特別支援学校）

*いじめの定義等及びいじめの解消については17ページに記載しています。



令和5年度、公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より6,187件増加し、44,274件でした。全ての校種において認知件数が増加しました。令和6年7月20日時点のいじめの解消率は、前年度より0.7%上昇し、91.6%でした（P1参照）。

学校いじめ基本方針等に基づいて、いじめを「見逃さず」認知し、組織的に迅速な対応をとることが重要です。



「いじめ」の定義を確認しましょう

これって「いじめ」？

- 意図して行っていない行為
(ひやかし・からかい・嫌なことを言われる等)
- 継続的に行われていない行為
- 1対1での嫌がらせ
- 相手を特定せずに行った行為

その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合は、全て「いじめ」と認知します。

「いじめ」の定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

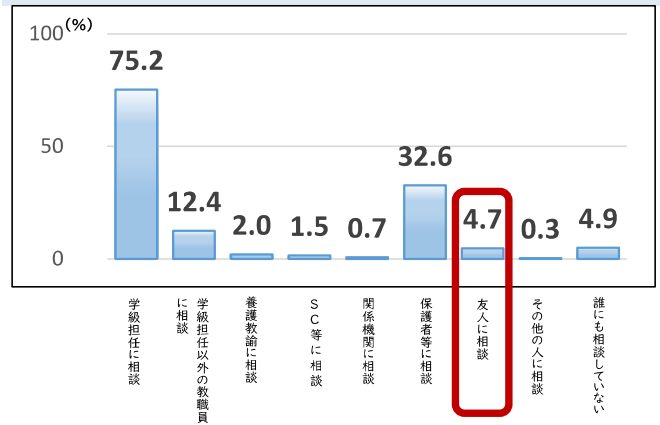
【いじめ防止対策推進法（平成25年）】

一人ひとりの「いじめは絶対に許さない」意識と集団づくりへの指導が大切です

いじめの発見のきっかけ (公立小・中・高・特別支援学校)



いじめられた児童・生徒の相談状況 (公立小・中・高・特別支援学校)



「いじめの発見のきっかけ」について、「本人を除く児童・生徒からの情報」は、いじめ認知件数全体の **5.1%**、「いじめられた児童・生徒の相談状況」(複数回答) をみると、「友人に相談」が、いじめ認知件数全体の **4.7%** でした。「いじめ」を批判的に捉え、信頼できる大人に相談する等、自分にできることを行うことが、「いじめ」の大きな抑止力となります。

「これって『いじめ』かな?」と思ったら…



A小学校教員(1年目)

最近、クラスの雰囲気がよくないです…ある子をからかって笑ったり、変なあだ名で呼んでいる子たちがいるようなんですよ…



A小学校教員(15年目)
教育相談コーディネータ

クラスの雰囲気の変化に気付いたんですね。その子たちの周りの子たちはどんな様子ですか?



周りの子たちは、一緒になってからかう子もいれば、黙ってみている子もいます。



周りの子たちが「そこ笑うところじゃないよね」と言ったり、先生に「あの子たち、気になるんです」と伝えたりすることが大切です。



そのためにできることは何ですか?



私は、授業の中で思った事を言い合える場面を工夫しています。



子どもたちが、自分の思いを言えることが大事なんです。

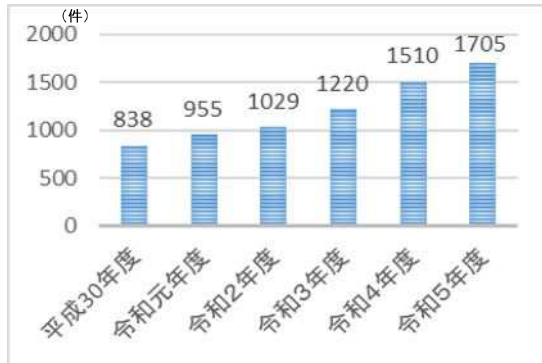


そのためには、相手のことを認め合える集団づくりが大切だと私は考えますよ。

学校と家庭が連携・協働し「いじめを見逃さない」ためにできることを考えましょう

●学校と家庭が連携・協働した「情報モラル」に関する指導の充実が必要です

【「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」の認知件数（小・中・高・特）】



認知件数は、昨年度から約 200 件増加しています。子どもたちの携帯電話やスマホに対する付き合い方を改善していく必要があります。

学校として、子どもたちに向けて正しいスマホ利用の仕方を伝えていくこと、また、家庭に対しても子どもの適正なスマホ利用についてルール作りを働きかけていくことが大切です。



●『いじめのサイン』チェックシートを保護者会等で配布し、一緒に確認しましょう

いじめをしている子のサイン

- 家族との会話が減った。
- 学校や友だちの話題をさけるようになった。
- 親の言うことを聞かなくなり、反抗的な態度をとるようになった。
- 親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がる。
- 険しい表情をするようになる。
- 言葉づかいが悪くなる。
- 友だちを軽蔑するような発言が増える。
- 友だちとの間に上下関係が感じられるようになる。
- 今までと違った雰囲気の子と付き合うようになる。
- お金の使い方が荒くなる。
- お小遣いでは買えないものを持っている。
- 買った覚えのないものを持っている。

いじめを受けている子のサイン

- 朝起きてこない布団から出てこない。
- 朝になると体の具合が悪いと、学校を休みたがる。
- 遅刻や早退が増えた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- 勉強しなくなる。集中力がない。
- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがる。
- 遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- 親しい友だちが遊びに来ない、遊びにいかない。
- 表情が暗く、家族と会話も少なくなった。
- ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- 学校や友だちの話題がへった。
- 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- パソコンやスマホをいつも気にしている。
- 理由をはっきり言わないアザやキズあとがある。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 学校で使うものや持ち物がなくなったり、こわれている。
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- 服がよごれたり、やぶれていたりする。

国の調査によると、どの子にもいじめの経験があります。

小4～中3の6年間でいじめをした経験がある9割、いじめをされた経験がある9割

国立教育政策研究所 いじめ追跡調査(2013から2015)



暴力行為について（公立小・中・高等学校）

*暴力行為の定義等は 18ページに記載しています。

暴力行為の発生件数の推移(公立小・中・高等学校)



令和5年度の公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、前年度より2,251件増加し、11,792件でした。

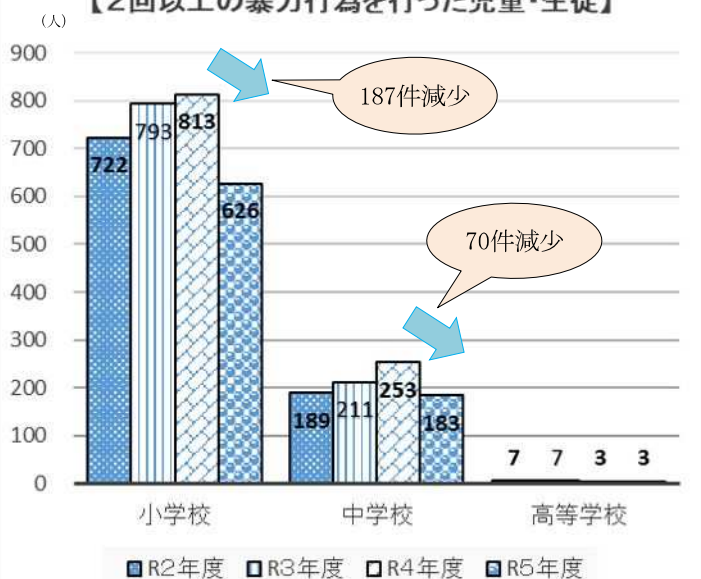
暴力行為はいかなる理由があっても許されるものではありません。関係機関と連携し、毅然とした対応が重要です。

暴力をしてしまう背景には、ストレスや葛藤などの要因や、家庭や生活環境など、その子どもの置かれた環境が一因となっている場合が考えられます。



暴力行為を繰り返し行う児童・生徒に、組織的に取り組んでいきましょう。

【2回以上の暴力行為を行った児童・生徒】



2回以上の暴力行為を行った児童・生徒は、前年度より小学校で187件、中学校70件減少しました。



減少の要因の一つとして、暴力行為に対する教職員の組織的な取組の充実があると捉えています。

暴力行為を繰り返す児童・生徒については、背景を把握するために、SC や SSW と連携してアセスメントを行うなど、チーム学校としての指導・支援が必要です。



子ども同士の人間関係づくりや、「自己肯定感が高まるような教師の言葉かけ」、「居場所づくり」も、暴力行為の未然防止につながります。

「未然防止」って、どうしたら…



教員

暴力行為が起こったときは、子どもの気持ちをよく聞いて、対応しているけど、そもそも暴力行為が起こらないクラスにしたいなあ…

子どもと関わるときに、「未然防止」を意識して取り組んでみては。



どのような取組が考えられますか。

「クールダウンの仕方を一緒に考える」「できたことを認める」などに、先生方一人ひとりの持ち味を生かして、チーム学校として、取り組みましょう。



取り組むときは、何を意識すればいいのでしょうか。

まず、子どもの変化に気づくことが、大切です。そのうえで、子どもが認められていると、感じることができるように関わり方が大切です。
子どもの自己肯定感を高めることが、未然防止につながります。

児童指導担当教員



SC・SSW



児童・生徒の自己肯定感を高める関わり方

次のプロセスを繰り返すことで、児童・生徒の自己肯定感を高めることにつなげていきます。

関わる

受容

生徒と関わりの深い担任が、「おやっ」と気づいたことを教科担当と共有し、教科担当からも同じ情報を得ることで、生徒の状況を多面的に捉えます。

ポイント！

- ・日常的に、担任等が声をかけ、話を聞きます。
- ・生徒の人間関係の変化に気付いた担任がその状況を学年と共有します。

ポイントをもとにした関わり例

(生徒)	(担任)
うん！	最近、〇〇さん達と一緒にいると楽しそうだね。
最近、流行っていることの話とか、放課後一緒に遊んだりとか。	一緒にいてどんなことが楽しいの。
	へーっ、そうなんだ。一緒にいて楽しい人たちがいることはいいね。

信頼

生徒の行動が原因で友人が離れていってしまった状況。生徒の頑張っている姿を認めつつ、本音を引き出します。

生徒・担任・SCとの話し合い

ポイント！

- ・生徒の頑張っている姿は認めつつ、本音を引き出し、まずは担任が寄り添います。
- ・本人に問題の意識をもっているかを確認し、一緒に考える姿勢を示します。

ポイントをもとにした関わり例

(生徒)	(担任)
あの子たち、私に内緒で遊ぶ約束をしていた。私に嘘をついた。	前は、△△さん達とも一緒にいたよね。
もう、あの子たちとは遊ばない。	そうなんだね。それはショックだったね。
んへ、わからない。私が何かしたのかなあ。	嘘つかれたら、もう遊びたなくなるよね。でも、どうしてうそをついたんだろう。
私はこんなに頑張っているのに、結局、一人ぼっちだ。	そんなことないよ。先生と一緒に考えてみようよ。

1 見つける

見方を変えることで、肯定的に捉えられるポイントを見つめる。

2 気づく

態度や行動などの変化を感じ、気づいた時は、教職員で情報を収集し、共有する。

3 関わる

面談等を実施し、ありのままを、肯定的に受け入れて、積極的に関わる。

※参考 神奈川県教育委員会「自己肯定感を高めるための支援プログラム（実践編）」

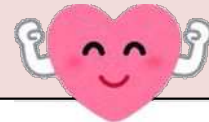
いつでも、誰にでも、相談できる学校づくり

～学校を支援のプラットフォームへ

「かながわ子どもサポートドック」～



学校の中には、誰にも相談できず一人で悩んでいる子どもや、日ごろ明るく・元気に過ごしていても課題や困難を抱えている子どもがいます。子どもたちが抱える課題や困難をいち早くキャッチし、すべての子どもが笑顔で安心した生活が送れるよう、相談・支援体制をより充実させましょう。様々な背景を持つ子どもだけでなく、すべての子どもが、「いつでも、誰にでも、相談できる学校づくり」をめざすことが必要です。



困難を確実にキャッチする

① 1人1台端末(DX)等を活用し、
すべての子どもが自己チェック

② SC、SSW、教職員が、
困難を抱える子どもを把握

「アウトリーチ」につなぐ

③ SC、SSWによる
子どもへのプッシュ型面談

④ 校内ケース会議で支援方策を検討し、
医療や福祉の「アウトリーチ」につなぐ

すべての子どもを対象に「自己チェックできるアンケート」を実施するとともに、教員が気付いた子どもの気になる様子を集約することで、課題や困難が見える化します。

そのデータに基づき、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを含めたチームによる多角的な視点で、気になる子どもをピックアップする「スクリーニング」を実施します。



その後の学年会やケース会議（スクリーニング会議）を通じて、「プッシュ型面談」を実施して、必要な支援「アウトリーチ」につないでいく取組が『かながわ子どもサポートドック』です。



※ 参考 神奈川県教育委員会 「子どもサポートハンドブック」

多様な居場所づくり

～学校と地域の学びを応援するサイト「キミイロ」～

キミイロ

ミライは自分でつくる

不登校をどう感じていますか？
不安に思うのは 勉強のこと？ 将来のこと？

不安と引き換えに手に入れた時間
どんな経験を重ねていこう？
同じ時間を過ごすなら
ワクワクドキドキ キミの目が輝くように

ミライは自分でつくる
「キミイロ」
夢をかたちに

学校外での学びを望む子ども一人ひとりの特性を生かした学びの機会を提供するとともに、県域ネットワークの構築をしながら社会的自立をサポートするため、フリースクール等学校外の学びの場について周知しています。



*キミイロ神奈川 ミライは自分でつくる

～新たな居場所「教育メタバース」～



空間内では、仲間や支援員と一緒にゆったりと過ごしたり、ゲームや趣味の要素を盛り込んだオンライン授業で学んだりすることができます。また、支援員と個別に相談することもできます。

自宅のパソコン等から自身がアバターとなって利用できるバーチャル空間です。



交流スペース

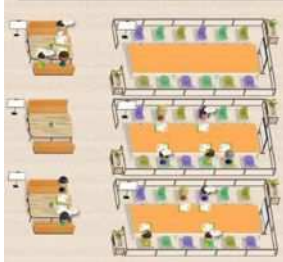
仲間や支援員とゆったりと過ごせます

学びスペース

自分のペースで学べます

相談スペース

個別に相談できます



*神奈川県教育委員会ホームページ
「メタバースについて」



～不登校相談会・進路情報説明会～

☆「教育委員会とフリースクール等による不登校相談会」

(年2回：6月、2月)

☆「不登校児童・生徒、高校中退者等のための不登校相談会・進路情報説明会」(年7回：8月～10月)



保護者・児童・生徒だけでなく、学校の先生の参加も増えています。

毎年多くの方が訪れ、教育委員会や相談機関、フリースクール等のスタッフが個別相談を受けています。

(参考) 令和6年度の相談会日程

☆不登校相談会 (13:00～16:30)		
開催日	会場	
第1回 6月8日(土)	県立青少年センター (横浜地区)	
第2回 1月25日(土)	県立総合教育センター (中地区)	

☆不登校相談会・進路情報説明会 (13:00～16:30)		
開催日	会場	
8月31日(土)	相模原教育会館 (相模原地区)	
9月7日(土)	県立青少年センター (横浜地区)	
9月21日(土)	川崎市高津市民館 (川崎地区)	
9月28日(土)	県立総合教育センター (湘南・中地区)	
10月5日(土)	横須賀市立総合福祉会館 (横須賀・三浦地区)	
10月12日(土)	厚木市あつぎ市民交流プラザ (県央地区)	
10月19日(土)	県小田原合同庁舎 (県西地区)	



*神奈川県教育委員会ホームページ「相談会・説明会について」

～フリースクール等の所在地マップ～

<相模原市>

- NPO法人 フリースクール鈴蘭学園 (中央区)
- NPO法人 太陽の村 (中央区)
- TOS高等学院中等部フリースクール (南区)

<川崎市>

- 認定NPO法人 フリースペースたまりば (高津区)
- 認定NPO法人 教育活動総合サポートセンター (高津区)

<県央地区>

- ミナクルあすなろの家 (座間市)
- NPO法人 星槎教育研究所 (厚木市)
- IDEAコミュニティカレッジ (海老名市)
- フリースクールplaisir (海老名市)
- フリースクールSACHI station (海老名市)

<横浜市>

- NPO法人 楠の木学園 (港北区)
- NPO法人 くじらぐも (神奈川区)
- クラーク国際中等部横浜キャンパス (西区)
- フレンドリースペース金沢 (金沢区)
- おっちゃん塾 (戸塚区)
- 認定NPO法人 コロンブスアカデミー (磯子区)
- NPO法人 教育支援協会南関東 (南区)
- こだまの会 (港南区)
- NPO法人 教育★ステーション (中区)
- NPO法人 横浜シュタイナー学園 (緑区)
- LITALICOジュニア横浜教室 (神奈川区)
- NPO法人 のあインターナショナルスクール (栄区)
- NPO法人 アーモンドコミュニティネットワーク (都筑区)
- NPO法人 ABCジャパン (鶴見区)

<中地区>

- フリースクールのぞみ教室 (二宮町)

<横須賀市>

- 認定NPO法人 アガージュ・よこすか
- NPO法人 湘南国際
- フリースクールこどもの夢

<足柄上地区>

- NPO法人 くだけかけ会 (南足柄市)

<足柄下地区>

- NPO法人 子どもと生活文化協会 (CLCA) (小田原市)

<湘南三浦地区>

- 森の仔じゆうがっこう (藤沢市)
- NPO法人 湘南国際サポートセンター (藤沢市)
- NPO法人 遊悠楽舎 (逗子市)
- フリースクールここだね (逗子市)
- NPO法人 不登校・発達支援ネットワークSeedsAPP (鎌倉市)
- フリースクールLargo (鎌倉市)

【神奈川県学校・フリースクール等連携協議会に加入しているフリースクール等】

[参考] 文部科学省による定義・調査基準

○「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

「長期欠席者」とは、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、1年間に30日以上登校しなかった(連続したものであるか否かを問わない)児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類し、理由が2つ以上あるときは、主な理由を1つ選びます。

○「病気」とは、「本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席したこと」です。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む)

○「経済的理由」とは、「家計が苦しくて教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席したこと」です。

○「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く)」です。

◇「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない(できない)。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由のため登校しない(できない)。

○「その他」は、「上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席したこと」です。

◇「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している。
- ・感染症の回避(ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた場合を除く。)

○「いじめ」

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。（以下「法」という。）第2条第1項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（注1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行います。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにします。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

（注2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指します。

（注3）「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。

（注4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれます。

（注5）けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

いじめの解消（いじめ防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改定）より抜粋）

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○「暴力行為」

「暴力行為」とは、「**自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為**」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

- 「**対教師暴力**」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例
 - ・ 指導されたことに激昂して教師の足を蹴った
 - ・ 教師の胸倉をつかんだ
 - ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた
 - ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・ その他、教職員に暴行を加えた
- 「**生徒間暴力**」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例
 - ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った
 - ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
 - ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた
 - ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
 - ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
 - ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- 「**対人暴力**」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした
 - ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした
 - ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた
 - ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く）に対して暴行を加えた
- 「**器物損壊**」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・ トイレのドアを故意に壊した
 - ・ 補修を要する落書きをした
 - ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・ 他人の私物を故意に壊した
 - ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、当該暴力行為の内容及び程度等が、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを全て対象としています。

神奈川県教育委員会の主な取組について

かながわ元気な学校ネットワークの推進(H23~)

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

学びをつくる(魅力ある学校づくり)

■かながわ学びづくり推進地域研究委託事業(H19~)

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動等や不登校の未然防止を図る。

■学級経営支援事業(H27~)

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図る。

■小学校高学年教科担任制推進事業(R4~)

専科担当教員の配置と学級担任間の授業交換による指導により、小学校高学年における教科担任制を推進することで、専門性の高い教科指導による教育の質の向上や校内の組織的な指導力・対応力の向上を図る。

■教育相談コーディネーターの養成・配置(H16~)

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として配置し、全公立学校でのさらなる活用を図る。

学びを支える(関係機関との連携)

■「かながわ子どもサポートドック」(R5~)

学校を支援のプラットフォームとし、スクリーニング等により、子どもたちが抱える困難を確実にキャッチし、支援につなぐことができる教育相談体制を推進する。

■県学校・フリースクール等連携協議会(H18~)

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けた支援の充実を図る。

■相談窓口の充実(H6~)

総合教育センターに電話相談窓口として「24時間子どもSOSダイヤル」、SNSを活用した相談として開設した「SNSいじめ相談@かながわ」を令和5年度より「中高生SNS相談@かながわ」に名称を変更して実施し、多様な相談窓口の充実を図る。

■スクールカウンセラー活用事業(H7~)

(R5) 中学校：全中学校に配置(政令市は独自に配置) 小学校：中学校に配置のSCが対応

高 校：全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置

スクールカウンセラーアドバイザーを教育事務所に配置(H27~)…SCの相談業務の支援等

■スクールソーシャルワーカー活用事業(H21~)

(R5) 小・中学校：4教育事務所に配置(政令・中核市は独自に配置)

高 校：全県立高等学校及び県立中等教育学校に配置。

スクールソーシャルワーカーアドバイザーを教育事務所に配置(R5~)…SSWの相談業務の支援等

社会とつながる(家庭・地域との協働)

■「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」(H23~)

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもと関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ地域フォーラム」を開催し、元気な学校づくりに向けた児童・生徒の主体的な取組を推進する。

■小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進(H29~)

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入や内容の充実を図る。

「いのち」の授業の推進(H24~)

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。各学校等で行われているいのちを大切にすることをはぐくむ様々な実践<道徳科や各教科等の時間、防災教育、食育の指導、外部講師の招聘、福祉や農業などのボランティア活動等>を「いのちの授業」として収集、ホームページにて公開。

【参考】

児童・生徒指導全般に関する資料	
「子どもサポートハンドブック ～すべての子どもたちの笑顔のために～」 神奈川県教育委員会 令和5年4月	
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10861/r5handbook.pdf	
＜作成の趣旨＞	
○ 子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、学校にはいじめや不登校、児童虐待等、様々な課題への対応が求められてきました。	
さらに、貧困やヤングケアラー等の新たな課題が顕在化するとともに、子どもの自殺の状況が深刻な状態にある等、子どもたちは、より一層複雑で深刻な困難を抱えざるを得ない状況に置かれています。	
「周囲に相談できない」、「声を上げられない」子どもを含め、こうした状況にある子どもを早期に発見し、そのニーズに適切に対応していく必要があります。そのためには、教員だけではなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門人材と協働しながら、その課題や困難を積極的に把握し、支援につないでいくことが重要です。	
○ そこで、県教育委員会では、こういった子どもを、誰ひとり残さず支援する体制を構築するために、様々な課題や困難を抱える子どもの実態を把握し、すべての教員が迅速かつ的確に対応していく取組を、「かながわ子どもサポートドック」と位置付けました。	
○ 「子どもサポートハンドブック ～すべての子どもたちの笑顔のために～」では、実際のスクリーニングの方法や、子どもが自己チェックできるアンケート例等を示すとともに、しにとして作成しました。すべての子どもたちの笑顔のために、教育相談体制を充実させて行くことの必要性について改めて整理しました。	
「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」 神奈川県教育委員会 平成30年6月	
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/seitosidou-handbook.html	
「自己肯定感を高めるための支援プログラム」 神奈川県教育委員会 平成29年5月	
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/seitosidou/jikokouteikan.html	
「子どもが輝く学級経営につながる学級担任の指導ポイント」 神奈川県教育委員会 令和6年4月改訂	
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/ijime-bouryoku/gakkyukeiei-point.html	

<p>「支援を必要とする児童・生徒の教育のために（令和3年3月版）」 神奈川県立総合教育センター 令和3年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/documents/r3shiensassi.pdf</p>	
<p>「インクルーシブな学校づくり Ver. 3.0」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/documents/inclusive3.pdf</p>	
<p>「〈小学校・中学校・高等学校〉教員の「思い」から始まる コミュニケーション能力育成のための実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成28年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/seikabutsu/documents/27005communication.pdf</p>	
<p>「生徒の自己理解を促す共感的な対話」 神奈川県立総合教育センター 平成26年4月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/soudanSnavi/documents/jikorikai-leaf.pdf</p>	
<p>不登校に関する資料</p>	
<p>「不登校対策の基本と支援のポイント 誰もが和らぐ学校を目指して ～不登校に悩む子どもや保護者への温かな支援～」 神奈川県教育委員会 平成31年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r303leaf.pdf</p>	
<p>「児童・生徒一人ひとりの多様な学びを大切にしたい ～フリースクール等における学びの出席扱いについて～」 神奈川県教育委員会 令和6年5月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r6_5_shussekiatukai_kyoushokuinn.pdf</p>	
<p>「不登校児童・生徒の将来の社会的自立や学校生活の再開に向けて ～学校とフリースクール等による子どもたちへの支援のために～」 神奈川県教育委員会 令和3年9月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/r309kaitei.pdf</p>	

<p>「自分らしくゆっくり学ぼう ～将来の社会的自立に向けて～」 神奈川県教育委員会 令和3年11月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/2021jibun.pdf</p>	
<p>「神奈川県不登校対策検討委員会 報告書【最終版】」 神奈川県教育委員会 平成23年5月 改定</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/4610/hutoukoukentuhoukoku.pdf</p>	
<p>「学校ができる 教員ができる 不登校の未然防止」 神奈川県立総合教育センター 平成24年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/Snavi/kadaiSnavi/pdf/futoukoubousi24/futoukoubousi24-01.pdf</p>	
<p>「新たな教育相談のかたち K-r o o m」 神奈川県立総合教育センター 令和5年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/gakkoshien/documents/kroomleaflet.pdf</p>	

<p>いじめに関する資料</p>	
<p>「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」 県教育委員会教育長・各市町村教育委員会教育長 平成29年2月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/863565.pdf</p>	
<p>「保護者・地域の皆様へ すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない」 神奈川県教育委員会 平成29年5月 改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/893321.pdf</p>	
<p>「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」 神奈川県教育委員会 平成25年7月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/609246.pdf</p>	

<p>「学校のいじめ初期対応のポイント」 神奈川県教育委員会 平成25年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579712.pdf</p>	
<p>「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」 神奈川県教育委員会 平成25年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/579714.pdf</p>	
<p>「かながわ いのちの授業 指導資料」 神奈川県教育委員会 令和3年4月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/11791/inochishidoushiryou.pdf</p>	
<p>「『傍観者』に焦点を当てたいじめ防止の取組」教員用指導リーフレット 神奈川県教育委員会 令和6年7月 改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12393/r6boukanshari-furetto.pdf</p>	
<p>「〈小学校・中学校〉『道徳教育の充実』を目指した 道徳科の授業づくり実践事例集」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/28305/doutokujissen.pdf</p>	
<p>「〈中学校〉『いじめ対策に係る取組アンケート』調査結果報告」 神奈川県立総合教育センター 平成29年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/seikabutsu/documents/28003ijime_hokoku.pdf</p>	
<p>「いじめのない学校づくりのために ～小学校・中学校・高等学校・特別支援学校校種を越えたメッセージ～」 神奈川県立総合教育センター 平成26年5月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/seikabutsu/documents/25001ijime.pdf</p>	

関係機関との連携等に関する資料	
<p>「スクールカウンセラー業務ガイドライン」 神奈川県教育委員会 令和6年1月改訂</p>	
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/12402/sc_guidelines_r6.pdf	
<p>「学校向けSSW活用ハンドブック — 児童・生徒を支える学校とSSWの協働 —」 神奈川県教育委員会 令和6年2月</p>	
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10508/handbook2.pdf	
<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～ 神奈川県教育委員会 平成23年3月</p>	
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10508/katuyougaidorain.pdf	
<p>「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」2 ～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～ 「関係機関との連携支援モデル」 神奈川県教育委員会 平成26年3月 一部改訂</p>	
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10508/katuyougaidorain2.pdf	
<p>「子どもの健全育成プログラム」 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部生活援護課 令和4年10月版</p>	
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p1062265.html	


教育相談・学習支援等に関する資料	
<p>「必携 かながわの学びづくり」 神奈川県教育委員会 平成28年6月</p>	
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3p/manabi/hikkeikanagawa.html	
<p>「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」 神奈川県教育委員会 令和2年7月改訂</p>	
https://www.pref.kanagawa.jp/documents/64369/tebiki_r2kaiteiban.pdf	
<p>「教育相談コーディネーター ハンドブック」 神奈川県立総合教育センター 令和5年3月</p>	
https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/gakkoshien/documents/cohandbook.pdf	

<p>「実感につなげよう！今、求められる授業改善Ver2」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/documents/jikkan.pdf</p>	
<p>「教育のユニバーサルデザイン～小中一貫教育（小中連携）の視点から～」 神奈川県立総合教育センター 平成30年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/h29/pdf/小中一貫.pdf</p>	
<p>「カリキュラム・マネジメントで改善・充実の好循環へ チーム学校が、パワーになる！」 神奈川県立総合教育センター 平成29年7月</p>	
<p>https://www.pen-kanagawa.ed.jp/edu-ctr/kenkyu/seikabutsu/documents/29002cali_manage.pdf</p>	

自殺等に関する資料

<p>「児童・生徒の自殺予防に向けた こころサポートハンドブック」（改訂版） 神奈川県教育委員会 令和4年3月改訂</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/f360398/index.html</p>	
<p>「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」 文部科学省 平成22年3月</p>	
<p>https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408018.htm</p>	
<p>「<小学校>自らのいのちを守るために ～援助希求的態度の育成／危険予測・回避能力の育成～（令和元年度版）」 神奈川県立総合教育センター 令和2年3月</p>	
<p>https://edu-ctr.pen-kanagawa.ed.jp/kankoubutu/r01/pdf/01007（チラシ）.pdf</p>	

体罰防止に関する資料

<p>「体罰防止ガイドライン」 神奈川県教育委員会 平成25年7月</p>	
<p>https://www.pref.kanagawa.jp/documents/10861/201307.pdf</p>	